

# 3 源泉所得税

統計表を見る方のために

## 1 利用上の注意

この章は、平成22年分の源泉所得税課税状況について全数調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捉えたものである。

## 2 源泉徴収税率（平成22年分）

- (1) 利子所得（源泉分離） ..... 15%
- (2) 配当所得

	平成16年1月～18年4月	平成18年5月～20年12月	平成21年1月～23年12月
上場株式の配当等（個人の大口株主を除く） 特定株式投資信託の収益の分配 公募証券投資信託（公社債投資信託及び特定株式投資信託を除く）の収益の分配 特定投資法人の投資口の配当等	総合課税		総合課税と申告分離課税の選択適用
源泉徴収税率	7%（注1）		
確定申告不要制度	適用（上限なし）		
上記以外の配当等（未上場株式の配当等）	総合課税		
源泉徴収税率	20%		
確定申告不要制度	1銘柄当たり1回5万円（年1回10万円）以下	1回に支払う金額が、10万円に配当計算期間の月数（最高12か月）を乗じてこれを12で除して計算した金額以下	
私募公社債等運用投資信託の収益の分配 特定目的信託（社債的受益権に限る）の収益の分配	源泉分離課税		
源泉徴収税率	15%（注2）		

（注1）居住者の場合は他に住民税3%の特別徴収が必要

（注2）居住者の場合は他に住民税5%の特別徴収が必要

- (3) 割引債の償還差益（源泉分離） ..... 18%（又は16%）
- (4) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等 ..... 7%
- (5) 給与所得 「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額 .....（略）
- (6) 退職所得  
イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合 ..... 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」 .....（略）  
ロ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合 ..... 20%
- (7) 報酬・料金等 イ 居住者に対して支払われるもの
- |                                   |   |  |     |
|-----------------------------------|---|--|-----|
| (イ) 原稿料等（所得税法第204条1項1号）           | } | 1回の支払金額100万円までの部分                        | 10% |
| 弁護士、税理士等（同条1項2号）                  |   | " 100万円超の部分                              | 20% |
| 職業野球選手、騎手等（同条1項4号）                |   |  |     |
| 芸能等についての出演、演出等（同条1項5号）            |   |  |     |
| 契約金（同条1項7号）                       |   |  |     |
| (ロ) 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士（同条1項2号）    | } | = 1回の支払金額1万円超の部分                         | 10% |
| 職業拳闘家（同条1項4号）                     |   | = 1回の支払金額5万円超の部分                         |     |
| 外交員、集金人、電力量計の検針人（同条1項4号）          |   | = 月中の支払金額12万円超の部分                        |     |
| バー、キャバレーのホステス等（同条1項6号、措置法第41条の20） |   | =（5千円×計算期間の日数）を超える部分                     |     |
| 広告宣伝の賞金（同条1項8号）                   |   | = 1回の支払金額50万円超の部分                        |     |
| (ハ) 診療報酬（同条1項3号）                  |   | = 月分の支払金額20万円超の部分                        | 10% |
| (ニ) 公的年金等（所得税法第203条の2）            |   | =（公的年金等の支給額）－（控除額）                       |     |
| A 「扶養親族等申告書」を提出した場合               |   | 5%                                       |     |
| B 「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合            |   | 10%                                      |     |
| (ホ) 生命保険契約等に基づく年金（所得税法第207条）      |   | =（支払う年金の額－その年金額に対応する保険料又は掛金の額）で25万円以上のもの | 10% |
| ロ 内国法人に対して支払われるもの                 |   |  |     |
| ・馬主に支払われる競馬の賞金（所得税法第174条第10号）     |   | =（賞金の額の20%+60万円）を超える部分                   | 10% |